

魚津市おむつ等介護用品支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅のねたきり高齢者等に対し、おむつ等介護用品（以下「介護用品」という。）を支給することにより、介護者の精神的及び経済的負担の軽減を図り、在宅福祉の充実を期することを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は、次の各号のいずれかに該当する者で、常時介護用品を必要とすると市長が認めた者とする。

- (1) 在宅で生活している者で、介護保険の要介護状態区分が要介護3以上に認定された者
- (2) 在宅で生活している者で、1級及び2級の身体障害者手帳を所持する者

(支給品目)

第3条 支給品目は、おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤その他介護に必要な品物と市長が認めたものとする。

(支給の申請)

第4条 介護用品の支給を希望する対象者又はその介護者は、おむつ等介護用品支給申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(支給期間)

第4条の2 介護用品の支給は、前条の規定による申請をした日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わるものとする。

(支給の方法)

第5条 支給方法は、宅配方式又は直接購入方式とし、対象者がいずれかを選択するものとする。

- (1) 宅配方式は、対象者が希望する介護用品1月分を、毎月月初めに業者が対象者宅へ届けるものとする。ただし、申請月分の介護用品については随時届けるものとする。
- (2) 直接購入方式は、対象者が直接購入した介護用品の購入額に対し補助をするものとし、対象者は、おむつ等介護用品支給補助申請書（様式第2号）により補助申請をするものとする。また、対象者は申請時におむつ等介護用品支給者証（様式第3号）を提示するものとする。

(補助金額)

第6条 補助金額は、補助基準額の上限を1月当り8,000円とし、別表に定める額とする。

(異動の報告)

第7条 対象者又はその介護者は、対象者に入院又は転出その他の事由により異動が生じた場合、その旨を市長に報告しなければならない。

(細則)

第8条 この要綱に定めがあるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成12年3月24日魚津市告示第15号）

- 1 この告示は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 魚津市紙おむつ支給事業実施要領は、廃止する。
- 3 この要綱施行前に旧要領の規定によりなされた申請又は承認は、この要綱の当該規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年5月1日魚津市告示第65号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月17日魚津市告示第22号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成 25 年 6 月 4 日魚津市告示第 79 号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成 25 年 10 月 4 日魚津市告示第 102 号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第6条関係）

対 象 者	補 助 金 額
現年度住民税非課税世帯の者	補助基準額の 9 割に相当する額
現年度住民税非課税世帯以外の者	補助基準額の 7 割に相当する額